

甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為の許可基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(指定する土地の区域)

第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域のうち、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除いたものとする。

- (1) 建築物の敷地相互間の距離が、原則として50メートル以内で、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域。ただし、当該区域及びその周辺の地域における自然的社会的諸条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められるときは、この限りでない。
- (2) 区域内の道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める幅員を備え、適当に配置されている土地の区域
- (3) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排水するとともに、その排水によって当該区域及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域
- (4) 区域内の配水施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の配水施設をいう。）が、当該区域内について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力を備え、適当に配置されている土地の区域

2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定したときは、その旨及び区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、別表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(その他)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日条例第31号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	区域	用途
(1)	<p>竜王、篠原、万才、竜王新町、西八幡、玉川、島上条、大久保、天狗沢の市街化調整区域に存する区域で市長が指定する土地の区域（次号に規定する区域を除く。）</p>	<p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に掲げる建築物（自己の居住の用に供する住宅）以外の建築物</p> <p>イ アに該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>ウ 第一種特定工作物</p> <p>エ 第二種特定工作物</p>
(2)	<p>西八幡のうち主要地方道甲府南アルプス線（廃軌道）以南かつ市道信玄堤玉川線以西の市街化調整区域に存する区域で市長が指定する土地の区域</p> <p>主要地方道甲府南アルプス線（甲斐市万才835番地1先から甲斐市西八幡1425番地1先の区間に限る。）の道路の端から両側各50メートルの範囲及び市道竜王田中線（甲斐市篠原1095番地3先から甲斐市篠原989番地1先の区間に限る。）の道路の端から両側各30メートルの範囲の市街化調整区域に存する土地の区域</p> <p>市道新町本線（甲斐市竜王新町2315番地1先から甲斐市竜王新町2216番地1先の区間に限る。）及び市道赤坂本線（甲斐市竜王新町2277番地3先から甲斐市竜王735番地1先の区間に限る。）の道路の端から両側各30メートルの範囲の市街化調整区域に存する区域で市長が指定する土地の区域</p>	<p>ア 建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物</p> <p>イ アに該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>ウ 第一種特定工作物</p> <p>エ 第二種特定工作物</p>

